

## 令和3年度敦賀市特別奨学資金貸付のご案内

大学等へ在学している学生が安心して学び続けられるために、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少等があった学生に対し、特別奨学金を無利子で貸付します。

### 申請要件

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少等があり、学資の支弁が困難である方で、次の3つの要件を満たす方が申請できます。

- 1 保護者が敦賀市内に在住していること。
- 2 大学院、大学、短期大学、高専（4年生以上）、専修学校（専門課程）に在学中であること。
- 3 学修意欲があること。

### 貸与額

30万円（5万円×6ヵ月）

申請月の翌月から半年間毎月5万円を貸与いたします。

### 返還について

在学期間終了後半年据置き15年以内に返還していただきます。

（3月に在学期間が終了した場合、その年の10月から返還が始まります。）

返還方法は、年賦、半年賦、月賦から選択できます。

卒業年度の3月に返還に関する書類を送付させていただきます。

※返還が免除となる場合があります。裏面をご覧ください。

### 申請受付期間

令和3年4月1日（木）～令和3年9月30日（木）（必着）

### 申請に必要な書類

次の書類を敦賀市教育委員会学校教育課まで郵送により提出してください。

- 1 特別奨学金貸付申請書（欄外の注意事項に留意し、記入してください。）
- 2 誓約書
- 3 連帯保証人の印鑑証明書
- 4 在学証明書（大学等が発行する在学証明書）

※ 1と2の書類は、敦賀市ホームページからダウンロードできます。

敦賀市 特別奨学金 検索

また、電話やメールでご連絡いただきましたら、こちらから書類を送付します。

※ 新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送での提出をお願いします。

### 貸付の決定

書類審査後、教育委員会から貸付決定通知書を郵送します。

### 貸付までのスケジュール

（申請書受付→書類審査→決定→貸付開始となります。）

5月に申請書を提出した方は5月下旬に書類審査及び決定を行い、6月から11月まで毎月10日（休日の場合は前営業日）に5万円貸付開始となる見込みです。

### 奨学金の返還免除

次の場合、奨学金の一部又は全部の返還が免除されます。

- 1 奨学金の返還完了前に死亡、又は傷病等により心身の機能に著しく障害を残して労働力を喪失したとき。
- 2 敦賀市内に定住し、就職後5年以上が経過したとき

#### ◆敦賀市特別奨学金に関するお問い合わせ◆

敦賀市教育委員会 学校教育課 電話（0770）22-8149

#### <申請書類の請求は…>

「特別奨学金申請書を請求する」旨、ご連絡ください。

敦賀市教育委員会 学校教育課 電話（0770）22-8149

メール [k-gakkou@ton21.ne.jp](mailto:k-gakkou@ton21.ne.jp)

#### <申請書類の送付先>

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1-1

敦賀市教育委員会 学校教育課 特別奨学金担当 まで